

○総務省告示第二百八十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和四年九月二日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を変更後欄に掲げるもののように改める。

変 更 後

第1 総則
 [1～4 略]
 5 法第27条の13第6項の規定により指定する周波数は、第4に掲げるものとする。
 [6～8 略]
 第2 周波数割当表
 [1～7 略]

周波数割当表

[第1表 略]

第2表 27.5MHz - 10000MHz

[略]	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
5925-6425	固定	固定衛星 (地球から宇宙) J186	電気通信業務用 公共業務用	
		移動	小電力業務用	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。
	[略]	[略]	[略]	[略]
6570-6870 J36 J187A	固定		電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
		固定衛星 (地球から宇宙) J161	電気通信業務用 公共業務用	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[第3表 略]

国内周波数分配の脚注

[J1～J172 略]

変 更 前

第1 総則
 [1～4 同左]
 5 法第27条の13第4項の規定により指定する周波数は、第4に掲げるものとする。
 [6～8 同左]
 第2 周波数割当表
 [1～7 同左]

周波数割当表

[第1表 同左]

第2表 27.5MHz - 10000MHz

[同左]	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	[同左]	固定衛星 (地球から宇宙) J186	電気通信業務用 公共業務用	
		[同左]	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
6570-6870 J187A	[同左]		[同左]	
		[同左]	[同左]	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[第3表 同左]

国内周波数分配の脚注

[J1～J172 同左]

J173

移動業務（航空移動を除く。）の局による5150-5350MHz及び5470-5650MHzの周波数帯の使用は、決議第229（WRC-19、改）に従わなければならない。ただし、5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局並びにこれらと通信する無線局については、この限りではない。

J174 [略]

J175（未使用）

[J176～J296 略]

[別表1-1～別表8-4 略]

別表8-5 5.2GHz帯高出力データ通信システム及び小電力データ通信システムの無線局の周波数表

[略]			
5150MHzを超え5350MHz以下又は5470MHzを超え5730MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	[略]	[略]	
	占有周波数帯幅が80MHzを超え160MHz以下の無線設備	5250MHz	5570MHz
5925MHzを超え6425MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が20MHz以下の無線設備	5955MHz	5975MHz 5995MHz 6015MHz
		6035MHz	6055MHz 6075MHz 6095MHz
		6115MHz	6135MHz 6155MHz 6175MHz
		6195MHz	6215MHz 6235MHz 6255MHz
	占有周波数帯幅が20MHzを超え40MHz以下の無線設備	6275MHz	6295MHz 6315MHz 6335MHz
		6355MHz	6375MHz 6395MHz 6415MHz
	占有周波数帯幅が40MHzを超え80MHz以下の無線設備	5965MHz	6005MHz 6045MHz 6085MHz
		6125MHz	6165MHz 6205MHz 6245MHz
		6285MHz	6325MHz 6365MHz 6405MHz
	占有周波数帯幅が80MHzを超え160MHz以下の無線設備	5985MHz	6065MHz 6145MHz 6225MHz
		6305MHz	6385MHz
		6025MHz	6185MHz 6345MHz
[略]			

J173

移動業務（航空移動を除く。）の局による5150-5350MHz及び5470-5650MHzの周波数帯の使用は、決議第229（WRC-12、改）に従わなければならない。ただし、5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局並びにこれらと通信する無線局については、この限りではない。

J174 [同左]

J175

5150-5650MHzの周波数帯は、航空機内における移動業務の小電力データ通信システム用でも使用することができる。なお、5150-5350MHzの周波数帯の使用は、屋内その他屋内と電波の遮蔽効果が同等と認められる場合に限る。

[J176～J296 同左]

[別表1-1～別表8-4 同左]

別表8-5 5.2GHz帯高出力データ通信システム及び小電力データ通信システムの無線局の周波数表

[同左]		
5150MHzを超え5350MHz以下又は5470MHzを超え5730MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	[同左]	[同左]
	占有周波数帯幅が80MHzを超え160MHz以下の無線設備	5250MHz 5570MHz
[同左]		

[略]

[別表 8-6 ~ 別表 11-3 略]

[国際周波数分配の脚注 略]

[同左]

[別表 8-6 ~ 別表 11-3 同左]

[国際周波数分配の脚注 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。